

共同生活支援センターこすもすの家 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人東根福祉会が設置運営する共同生活支援センターこすもすの家（以下「事業所」という。）が行う介護サービス包括型共同生活援助事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が利用者に対し、地域での適正な共同生活援助を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）の基本理念及び関係法令に基づき、障害者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適切な支援の提供に努める。
2. 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供を行う。
 3. 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、支援サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行う。
 4. 事業所は、利用者との対等な関係を構築し、家族、援助実施機関及びその他関係者との連携を図り、適切な支援の提供に努める。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 共同生活支援センターこすもすの家
 - （2）所在地 山形県東根市大字野川 2074 番地 103
2. 共同生活住居の名称及び所在地は次のとおりとする。
- （1）名 称 グループホームけやきの杜
 - （2）所在地 山形県村山市楯岡新町三丁目 2-1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業に従事する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、必要によって定数を超えた世話人を置くことができる。

- （1）管理者兼サービス管理責任者 1名（常勤・兼務）

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

サービス管理責任者は、障害者に関する専門的立場で、個別支援計画の作成及び評価と、サービス提供職員の技術指導又は助言を行う。

- （2）世話人 3名（非常勤・専従1名・非常勤・兼務2名）

利用者への食事提供、日常生活上の援助及び事業の運営に関する必要な業務を行う。

- （3）生活支援員 3名（常勤・専従1名・非常勤・専従1名・非常勤・兼務1名）

生活支援員は、入浴・排泄・食事等の介護等を行う。

(4) 宿直員 2名(非常勤・専従2名)

宿直員は、施錠確認、非常時に備えての待機等を行う。

(入居定員)

第5条 入居定員は、6名とする。

(主たる対象者)

第6条 事業所は、主たる対象者は特に限定しない。

(共同生活援助の内容)

第7条 共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食事提供
- (2) 健康管理
- (3) 金銭等の管理の援助
- (4) 職場・障がい者支援施設との連絡・調整
- (5) 余暇活動支援
- (6) 食事、排泄、入浴支援
- (7) 通院支援
- (8) 急病等緊急時の対応
- (9) 相談、助言に関すること
- (10) 日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等の代行

(支援計画の作成)

第8条 サービスの提供については、基本方針並びに利用者の心身の状態に応じた個別の支援計画を作成し、継続的なサービスの管理、評価を実施する。

2. 適正なサービスを提供するため個別支援計画書の作成、変更の際には利用者に対し、当該計画の内容等について説明し同意を得るものとする。

(利用料及びその他の費用の額)

第9条 本事業サービスを提供した場合の利用料は、支給決定を受けた支給決定障害者等から、市町村が定める負担上限月額範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領を行わないサービスを提供した際には、支給決定障害者等から法第29条3項の規定する「厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額」の支払いを受けるものとする。

2. 前項に規定する利用料の他に、次に掲げる費用の支払を受けるものとする。

- (1) 家賃 月額20,000円

(補足給付対象者は、10,000円を減額するものとする。)

- (2) 食材料費 1食毎(朝食300円、昼食600円、夕食400円)

- (3) 光熱水費、日常品費 月額13,000円

- (4) その他日常生活の通常必要なものについて、利用者に負担させることが適当と認められるものについては、その費用の支払いを受けるものとする。

3. 事業所は、前2項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に交付しなければならない。
4. 事業所は、第2項の費用の支払いを含むサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、利用者の同意をする旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（入居にあたっての留意事項）

第10条 利用者は、次の留意事項を守るように努めなければならない。

- （1）社会的マナーを守り、他の利用者や世話人、近隣との協調に努めなければならない。
- （2）居室の自己管理として、整理整頓、掃除等に努めること。
- （3）住居内外の共用部分について、常に清潔で衛生的な環境維持に努めること。
- （4）火気の取扱い及び戸締り等には、十分留意すること。

（災害対策）

第11条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるために避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2. 職員は、常に災害防止と利用者の安全確保に努めなければならない。
3. 事業所は、夜間の安全確保に努めなければならない。

（緊急時に於ける対応方法）

第12条 事業所は、共同生活援助の提供を行っている際に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた場合、速やかに嘱託医或いは協力病院に連絡し、適切な措置を講ずるとともに市町村、利用者の家族等に報告しなければならない。

なお、嘱託医或いは協力病院での診療ができない場合は、他の適切な医療機関への搬送等必要な措置を講ずるものとする。

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）虐待の防止を啓発、普及するための職員に対する研修の実施
- （5）身体拘束適正化検討委員会、虐待防止委員会の設置

（苦情処理）

第14条 事業所は、提供した共同生活援助に関する利用者等からの苦情を処理するために、苦情窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

（損害賠償）

第15条 事業所は、利用者に対する共同生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、

損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第 16 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2. 職員は、感染症に関する知識の習得に努め、常に衛生管理に十分留意しなければならない。

3. 事業所において感染症が発生しないように、また発生した場合は、蔓延しないように適切な措置を講じなければならない。

(地域との連携等)

第 17 条 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めなければならない。

2 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を年 1 回開催し、運営状況の報告や事業所見学を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第 18 条 管理者は、職員の資質向上を図るため職員の研修機会を確保しなければならない。

2. 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3. 前項については、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らしてはならない。

4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人東根福社会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程は、令和 2 年 6 月 4 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 この規程は、令和 4 年 6 月 2 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 この規程は、令和 4 年 12 月 8 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 この規程は、令和 6 年 6 月 6 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日より適用する。

附 則 この規程は、令和 7 年 6 月 20 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日より適用する。